

1. 計画の概要

1-1. 計画の目的

中城村では、国道 329 号および県道 29 号線が南北に走る一方、両道路間を結ぶ路線バスが乏しく、地形や土地利用の制約も重なって公共交通の空白が拡がり、学生や高齢者等の通学・通院・買い物といった日常の移動に不便が生じています。既存のコミュニティバス「護佐丸バス」は生活の足として一定の役割を果たしていますが、需要や移動特性に応じた運行の見直しや、新たな需要への対応が課題となっています。

さらに、全国的には事業者の高齢化や担い手不足の深刻化に加えて、自治体の財政負担の増加等により、公共交通を維持していくことは年々厳しさを増しています。中城村においても、日常生活における移動の安定的な確保と財政の健全性を両立させ、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークの実現が喫緊の課題です。

まちづくり等の関連分野と連携し、護佐丸バスをはじめとする公共交通の利便性の向上、広域交通との結節強化・乗り継ぎ改善、移動制約者への配慮を重視した取り組みを段階的に進めるため、地域公共交通のマスタープランとなる「中城村地域公共交通計画」を策定します。

1-2. 計画の区域

本計画は、中城村全域を対象とします。またコミュニティバスの運行区域として一部村外を対象とします。



図 1 計画の区域

資料：国土数値情報、@OpenStreetMap contributors

1-3. 計画期間

計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年とします。

計画期間内においても施策の進捗状況や目標の達成状況等を継続的に確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、計画の最終年度となる令和 12 年度には、計画期間全体における施策の進捗確認や効果検証を実施し、次期計画を策定します。

1-4. 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの最上位計画である「中城村第五次総合計画」に基づき、まちの将来都市構造を示す「中城村都市計画マスタープラン」等の関連計画と連携・整合を図りながら策定するものです。

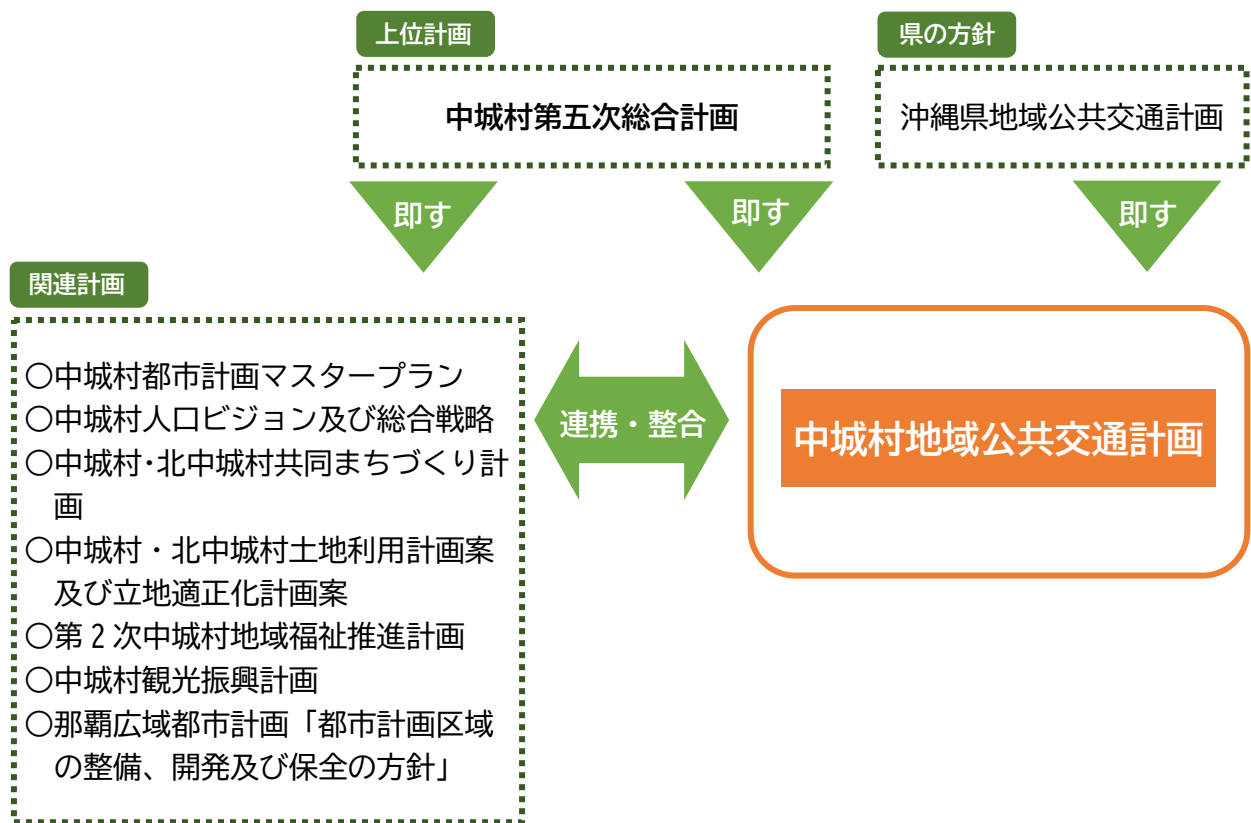


図 2 計画の位置づけ